

障害福祉 DBの利用に関する ガイドライン（案）について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
こども家庭庁支援局障害児支援課

匿名障害福祉等関連情報・匿名障害児福祉等関連情報データベース（障害福祉DB）の利用に関するガイドライン概要

ガイドラインとは、障害福祉サービスデータベース（以下「障害福祉DB」という。）のデータ提供を申出する者が守るべきルールと、厚生労働省及びこども家庭庁が実施するデータ提供に係る手続、審査基準が定められた文書である。厚生労働省及びこども家庭庁は、ガイドラインに基づいて手続を行う。

匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会での議論や他の公的DBガイドラインの内容を踏まえ、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部及びこども家庭庁支援局との連名でガイドラインを策定する。

ガイドラインの構成

章	見出し	概要
第1	ガイドラインの目的	根拠法に基づく制度であることを記載
第2	用語の定義	申出や利用等に係る用語の定義について記載
第3	障害福祉DBデータの提供申出手続	提供申出者の範囲、申出書類の記載事項、提出書類、提出方法について記載
第4	提供申出に対する審査	審査主体、提供可否の決定、審査基準、審査結果の通知について記載
第5	提供申出／変更申出が承諾された後の手続	依頼書の提出、誓約書の提出、手数料の納付等、データの受領、提供申出書の記載事項等に変更が生じた場合について記載
第6	障害福祉DBデータ利用上の安全管理措置等	他の情報との照合禁止、安全管理措置、提供申出者及び取扱者の義務について記載
第7	研究成果等の公表	研究成果の公表、公表物の満たすべき基準、利用実績報告書の提出、研究成果が公表できない場合の取扱い、研究の成果の利用制限、利用終了後の研究成果の公表について記載
第8	障害福祉DBデータの利用後の措置等	利用の終了、利用終了後の再検証について記載
第9	障害福祉DBデータの不適切利用への対応	法における罰則、契約違反と措置内容について記載
第10	提供者による実地監査	実地監査における厚生労働省並びにこども家庭庁の権限について記載
第11	その他	ガイドラインの改正について記載
第12	ガイドラインの施行期日	令和7年12月1日から施行することを記載

第三者提供の目的

根拠法に基づいて、障害福祉DBの適切かつ安全な利活用を進めることを、目的としている。

障害福祉DBガイドライン（案）

第1 ガイドラインの目的

匿名障害福祉等関連情報・匿名障害児福祉等関連情報データベースの利用に関するガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。）に基づき、匿名障害福祉等関連情報・匿名障害児福祉等関連情報の適切かつ安全な利活用を進めるため、申出手続等を定めるものである。

なお、障害福祉DBにおいてはデータ件数が少なく、特定個人の識別が可能となる場合があり得るため、情報の利活用には、個人識別が可能となる情報を公表しないよう厳格に取り扱うものとする。また、障害者及び障害児の人権を尊重し、障害者及び障害児の差別や偏見につながることを十分配慮するものとする。

障害者部会及び障害児支援部会の構成員が所属する、当事者団体にご説明し、個人特定性の懸念をいただいた。

障害福祉DBデータの利活用には、個人識別が可能となる情報を公表しないよう厳格に取り扱うこと、障害者及び障害児の人権を尊重し、利活用により差別や偏見につながることを十分配慮することを、「ガイドラインの目的」に追記した。

申出可能な主体について

申出可能な主体は、他の公的DBと共通とし、公的機関、法人等、個人とする。

障害福祉DBガイドライン（案）

第3 障害福祉DBデータの提供申出手続

3 提供申出者の範囲

障害福祉DBデータの提供申出者の範囲は、以下の機関等とする。

- ・ **公的機関**：
国の行政機関²、都道府県及び市区町村
- ・ **法人等**³：
大学、研究開発行政法人等⁴、民間事業者
- ・ **個人**：
補助金等⁵を充てて業務を行う個人⁶

補助金等を充てて業務を行う個人であっても、原則として所属する公的機関又は法人等を提供申出者とする。提供申出者が公的機関又は法人等の場合、1 提供申出者につき常勤の取扱者を1 名以上含むこと。

取扱者が複数の組織に所属を有する場合、原則、研究者として主に所属する組織（例：雇用契約が専任である組織、勤務時間が長い組織、成果物公表の際に所属として記載する組織）を提供申出者とする。主に所属する組織を提供申出者としなない場合、その理由を提供申出書に記載すること。提供者はその組織に所属することを証明する書類を求めることがある。

【脚注】

² 個人情報の保護に関する法律第2条第8項に規定する行政機関（提供者を除く。）をいう。

³ 公的機関を除く法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの。原則、登記された法人等を単位として提供申出を行うこと。

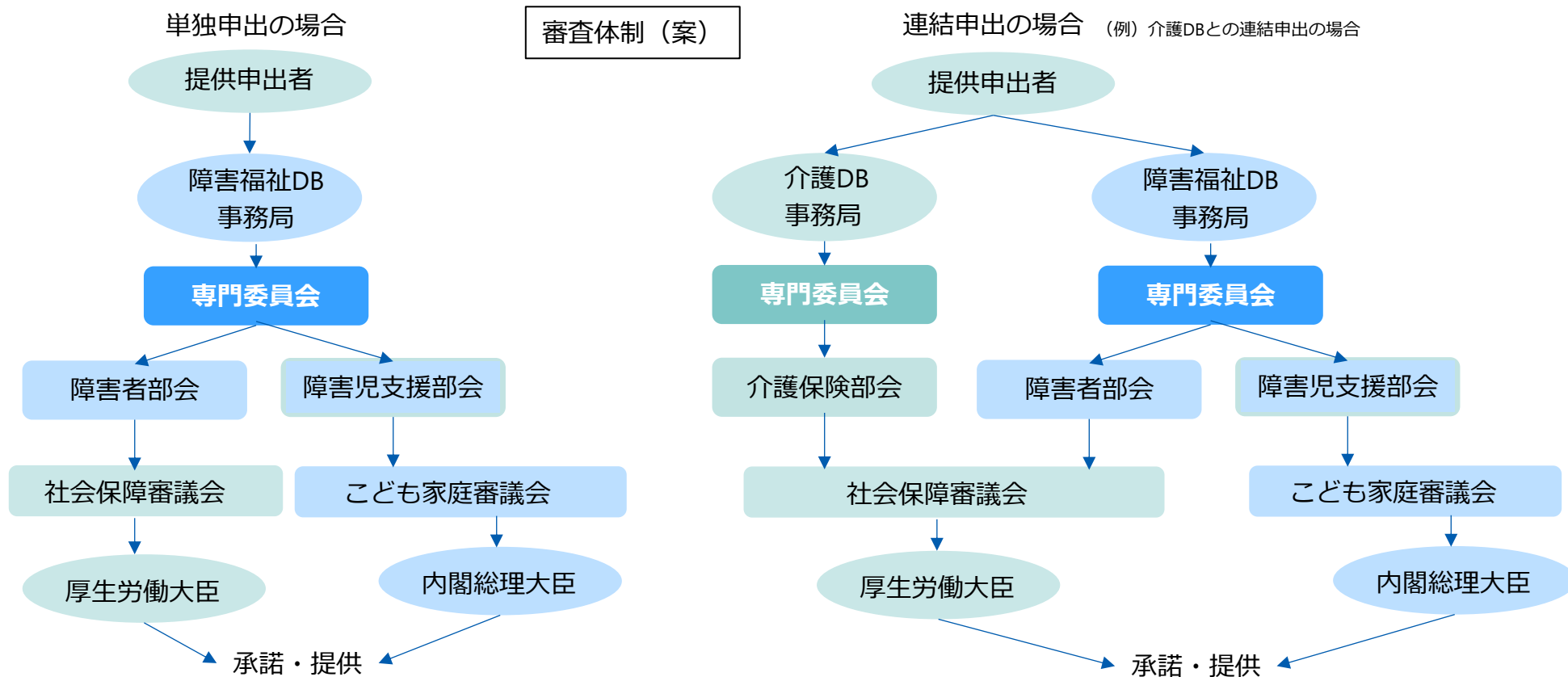
⁴ 学校教育法に規定する大学（大学院含む。）、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の別表第1に掲げる研究開発法人、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に規定する独立行政法人医薬品医療機器総合機構をいう。

⁵ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等、国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成26年法律第49号）第16条第3号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2（同法第238条第1項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金をいう。

⁶ 障害者総合支援法施行規則第XX条のXX【省令改正後に確定】各号及び児童福祉法施行規則第XX条のXX【省令改正後に確定】各号のいずれにも該当しない者をいう。

審査について（案）

- 「障害児データのみ」、「障害者データのみ」、「障害児・障害者の両方のデータ」、このいずれの場合であっても、同一の手続で審査を実施する。
- 他の公的DBとの連結申出の場合、合同委員会は開催せず、各DBの審査委員会において第三者提供に係る審議を行う。



（参考） 厚生労働省、「新たに連結可能となる医療・介護データ等との連結解析に係る案件の審査方針について（案）」，第15回匿名医療・介護情報等の提供に関する委員会，資料1，令和6年2月9日 この資料に示された考えに基づき、作成。

論点一覧

論点 1 : 申出が可能な具体例について

論点 2 : 「原則提供しない」コードについて

論点 3 : 審査基準について

論点 4 : 研究成果等の公表について

論点 4 - ① : 個人特定の可能性の回避

論点 4 - ② : 地域区分

論点 4 - ③ : 年齢区分

論点 4 - ④ : 差別・偏見への配慮

論点 4 - ⑤ : 「公表物の満たすべき基準」へ差別・偏見への配慮の追加

論点 5 : 障害者及び障害児のアクセシビリティの配慮

論点1：申出が可能な具体例について

- マーケティングに利用するために行うものを除き、広く利用が可能であることを明示するため、研究の具体的な例示がされている。また、介護DBでは、研究成果等の特許取得が認められている。障害福祉DBについても、研究の具体的な例示や特許取得に関する認可について記載している。

障害福祉DBガイドライン（案）

第3 障害福祉DBデータの提供申出手続

5 提供申出書の記載事項

（4）研究計画

障害福祉DBデータの利用にあたっては、**相当の公益性を有すると認められる業務であることを求めている観点から、障害福祉DBを利用する研究の計画内容について、次の①～⑨を記載すること。**なお、公的機関や大学等による疫学的調査や研究のほか、**民間事業者等による障害福祉の適切な推進に資するエビデンス構築の研究や政策立案に資する研究等についても、広く障害福祉DBデータの利用が可能であるが、特定の商品、役務、顧客に資する業務（例：組織内部の業務上の資料、特定の顧客に対する資料）のみ利用される場合では、相当の公益性を有するものとは認められないことに留意すること。**

第7 研究成果等の公表

6 障害福祉DBデータの利用終了後の研究成果の公表

なお、障害福祉DBデータの提供の制度趣旨は、障害者及び障害児の福祉の増進に資するといった**相当の公益性を有すること**を求めるものであることを考慮し、**特許法第32条に規定する公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがない限り、特許の取得は可能である。**

介護DBやNDBのガイドラインでは下記の通り民間利用が可能であることを明示的に示すため、具体例が記載されており、障害福祉DBについても具体例を記載する。

介護DBガイドライン

特定の商品又は役務の広告又は宣伝（マーケティング）に利用するために行うものを除き、広く利用が可能であり、**具体的には、民間事業者等による科学的介護の推進に資するエビデンス構築の研究や政策立案に資する研究等に利用可能である。**

NDBガイドライン

なお、**公的機関や大学等による疫学的調査や研究のほか、製薬企業をはじめとする民間事業者等による業務についても、医薬品安全性調査、市販後の有害事象のエビデンス収集等の研究、医薬品や医療機器の創出又は改善に資する調査、研究又は開発等、広くNDBデータの利用が可能であるが、特定の商品、役務、顧客に資する業務（例、組織内部の業務上の資料、特定の顧客に対する資料）のみでは、相当の公益性を有するものとは認められないことに留意すること。**

論点２：「原則提供しない」コードについて

- 「障害福祉サービス事業所番号」について、個人特定性のリスク回避を図る観点から、原則提供しないこととする。（介護DBでは、介護事業所番号を原則提供しないこととしている。）

障害福祉DBガイドライン（案）

第４ 提供申出に対する審査

３ 審査基準

障害福祉サービス事業所番号は原則として提供しない。ただし、以下の全てにあてはまる場合には提供を認めることがある。

（※）

- i) 提供されるデータが地域性の分析・調査に用いる目的である等、その目的に照らして最小限の範囲内で利用される場合
- ii) 公表される成果物の中に特定の障害福祉サービス事業所、障害者及び障害児を識別できる資料・データ等が盛り込まれていない場合（ただし、障害福祉サービス事業所の個別の同意がある場合等、専門委員会が特に認める場合を除く。）

「障害福祉サービス事業所」とは、障害者総合支援法において定められる指定障害福祉サービス事業者等及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法において定められる指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設等及び指定障害児相談支援事業者を指す。

論点3：審査基準について

- 障害福祉DBでは、障害者及び障害児の人数規模が小さいため、論点4に述べる公表物の満たすべき基準を満たしている場合においても個人識別が可能となる場合があり得ることを踏まえ、審査基準に個人特定性に関して十分な配慮を要する旨を記載する。

障害福祉DBガイドライン（案）

第4 提供申出に対する審査

3 審査基準

（3）提供を希望するデータの概要と障害福祉DB利用の必要性

以下の観点に照らして障害福祉DBデータを利用する必要性が認められること。なお、専門委員会の審査において、研究内容の緊急性を勘案し、早期提供等の配慮を行うことができる。

- ・ 利用する障害福祉DBデータが研究内容から判断して必要最小限であること（※）。

- ・ 提供されるデータの項目が個人特定につながるおそれがないこと及びデータの分析方法等が特定個人を識別する内容でないこと。

なお、障害福祉DBにおいてはデータ件数が少なく、公表物が満たすべき基準を満たしている場合においても特定個人の識別が可能となる場合があり得ることから、個人特定につながる恐れがないよう、十分な配慮が求められる。

（省略）

他の公的DBガイドラインでは「なお、…」以下（左記赤字部分）に相当する記載はない。

（※）の事項は、サンプリングデータセットの審査においては不要である。

論点4－①：個人特定の可能性の回避

- 他DBとの連結解析を踏まえて、審査基準は揃える必要があると認識しているが、障害者及び障害児の人数規模を考慮し、公表物が満たすべき基準を満たす場合においても個人識別が可能となり得る場合に、公表を認めない場合があることについて記載する。

障害福祉DBガイドライン（案）

第7 研究成果等の公表

2 公表物の満たすべき基準

研究の成果の公表にあたっては、個別の同意がある場合等を除き、原則として、公表される研究の成果によって特定の個人又は障害福祉サービス事業所等が第三者に識別されないよう、利用者は次の公表形式の基準に基づき、十分に配慮すること。ただし、**障害福祉DBにおいてはデータ件数が少なく、基準を満たしている場合においても特定個人の識別が可能となる場合があり得るため、提供者による公表物確認の結果、個人特定につながる恐れがある場合には公表を認めない場合がある。**なお、サンプリングデータセットは作成時点で個人特定性を十分下げていることから、以下の（１）～（３）の公表形式の基準は適用しない。

他の公的DBガイドラインでは「障害福祉DBにおいては…」以下（左記赤字部分）に相当する記載はない。

論点4－②：地域区分

- 公表する図表の地域区分の集計単位について、最小の地域区分を市町村とする。

障害福祉DBガイドライン（案）

第7 研究成果等の公表

2 公表物の満たすべき基準

(3) 地域区分

- i) 障害者及び障害児の住所地について、原則として成果物における最も狭い地域区分の集計単位は市町村とすること。
- ii) 障害福祉サービス事業所の所在地について、原則として成果物における最も狭い地域区分の集計単位は市町村とすること。
- iii) i)又はii)において市町村で集計した場合は、障害福祉サービス事業所の特定を避けるため、事業所属性によるクロス集計を公表することは認めない。ただし、障害福祉サービス事業所の同意を得ている場合等はこの限りではない。

※「市町村」は特別区を含む。

論点4－③：年齢区分

- 障害福祉DBにおける年齢区分については、障害児と障害者が18歳未満、18歳以上で分かれるため、5歳ごとの階級区分とは整合していないが、原則的に、以下のガイドライン案で設定している区分を適用する。
- 若年層は各年齢別の集計が必要になる場合が想定されるため、各歳別等の提供を可能とし、個別審査で提供の可否を判断する。

障害福祉DBガイドライン（案）

第7 研究成果等の公表 2 公表物の満たすべき基準

(2) 年齢区分

原則として、成果物における年齢区分の集計単位は5歳毎とすること。100歳以上については、同一のグループとすること。ただし、18歳前後で児童福祉法と障害者総合支援法とで根拠法が変わるため、次の区分を原則とする。また、20歳未満については、研究の目的に応じ、特に必要と判断される場合には、各歳別や個別の区分での集計を可能とする。

障害児：

0～4、5～9、10～14、15～17歳

障害者：

18～19、20～24、25～29、30～34、35～39、40～44、45～49、50～54、55～59、60～64、65～69、70～74、75～79、80～84、85～89、90～94、95～99、100歳以上

障害福祉DBでは18歳前後で根拠法が異なることを踏まえ、15～19歳を15～17歳、18～19歳の2区分とする。

若年層の各歳別集計が必要になる背景について

若年層（20歳未満）では成長過程にあり、5歳階級では区分が大きく、障害児の状況を適切に考慮できない可能性がある。例えば、小学校の特別支援学級に通う障害児を研究対象として、障害児支援の効果検証を行う際に、5～9歳、10～14歳の2区分では階級が不足していると考えられる。また、年齢によって利用できるサービスが異なるため、適切にサービス利用状況を捉えるためにも階級区分を詳細にする必要がある。そのため、第三者提供にあたっては、障害児支援の観点から、各歳別の違いに着目したきめ細かい分析が可能となるように制度設計をしておくことが望ましいと考えられる。

NDBガイドライン

ただし、20歳未満については、研究の目的に応じ、特に必要と判断される場合には、各歳別を可能とする。

介護DBガイドライン

(20歳未満に関する記載はない)

論点4－④：差別・偏見への配慮

- 感染症DBの記載と同様に、差別・偏見への配慮を記載し、介護DB同様に、「個別の同意がある場合等を除き」と記載する。

障害福祉DBガイドライン（案）

第7 研究成果等の公表 2 公表物の満たすべき基準

研究の成果の公表にあたっては、**個別の同意がある場合等を除き**、原則として、公表される研究の成果によって特定の個人又は障害福祉サービス事業所等が第三者に識別されないよう、利用者は次の公表形式の基準に基づき、十分に配慮すること。ただし、障害福祉DBにおいてはデータ件数が少なく、基準を満たしている場合においても特定個人の識別が可能となる場合があり得るため、提供者による公表物確認の結果、個人特定につながる恐れがある場合には公表を認めない場合がある。なお、サンプリングデータセットは作成時点で個人特定性を十分下げていることから、以下の（１）～（３）の公表形式の基準は適用しない。

加えて、**人権を尊重し、公表内容が障害者及び障害児の差別や偏見につながらないよう、十分に配慮しなければならない。**

感染症DBガイドラインに倣い、差別や偏見への配慮について記載する。

感染症DBガイドライン

加えて、感染症法の前文及び第2条の基本理念にあるとおり、過去に感染症等の患者に対して、いわれのない差別や偏見が存在したという事実を踏まえ、患者等が置かれている状況を深く認識し、**人権を尊重し、公表内容が患者等の差別や偏見につながらないよう、十分に配慮しなければならない。**

介護DBガイドライン

（「加えて～」の段落に相当する記載はない）

論点4－⑤：「公表物の満たすべき基準」へ差別・偏見への配慮の追加

- 感染症DBのガイドラインに記載されている差別・偏見への配慮について、同様に記載する。

障害福祉DBガイドライン（案）

第7 研究成果等の公表

2 公表物の満たすべき基準

（4）特定の社会属性をもつ層に対する差別・偏見の配慮

地域別・性別・年代別などの特性で切り分けた場合に、**特定の社会属性をもつ層に対する差別・偏見につながるおそれのある公表内容となっていないこと。**

感染症DBガイドラインに倣い、差別や偏見への配慮について記載する。

論点5：障害者及び障害児のアクセシビリティの配慮

提供申出において、障害者及び障害児のアクセシビリティに十分配慮しつつ、障害者及び障害児が作成しやすい媒体及びファイル形式で受け付ける内容をガイドラインの「提供申出書等の受付及び提出方法」の箇所に追記する。

障害福祉DBガイドライン（案）

第3 障害福祉DBデータの提供申出手続

7 提供申出書等の受付及び提出方法

提供申出書等は、提供者がホームページ等で指定する窓口に、手続担当者又は代理人が原則メールで提出すること。受付窓口は障害者に関する障害福祉DBデータの提供の申出の場合は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、障害児に関する障害福祉DBデータの提供の申出の場合は、こども家庭庁支援局障害児支援課、障害者及び障害児に関する障害福祉DBデータの提供の申出の場合は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課及びこども家庭庁支援局障害児支援課であり、円滑な事務処理のために窓口業務を外部委託する場合がある。なお、提供に関するホームページについては、障害者及び障害児のアクセシビリティに十分配慮するものとする。また、提供申出書の媒体及びファイル形式は、障害者及び障害児が作成しやすいものを受け付けるよう考慮する。

申出の締切等、審査に係る具体的なスケジュールは、ホームページ等で事前に公表されるので確認すること。提供者は、記載内容又は添付資料に不備がある場合には、その修正及び再提出を求めることから、求めがあれば適切に対応すること。なお、再提出する前に指示された提出期日を過ぎた場合には、次回以降の審査対象になることに留意すること。

障害者部会及び障害児支援部会の構成員が所属する、当事者団体からいただいた意見を受けて、障害者及び障害児の方が提供申出者となった場合の配慮を記載することとした。

（参考）当事者団体一覧

ガイドライン案について、障害者部会及び障害児支援部会の構成員が所属する、以下の9団体にご説明した。

- 一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会
- 一般財団法人全日本ろうあ連盟
- 一般社団法人日本難病・疾病団体協議会
- 一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構
- 公益社団法人全国精神保健福祉会連合会
- 公益社団法人全国脊髄損傷者連合会
- 社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会
- 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合
- 社会福祉法人日本身体障害者団体連合会

（五十音順）

（参考）当事者団体からのご意見（1/2）

当事者団体からは、障害福祉DBの第三者提供について、次のようなご意見をいただいた。

ご意見	団体名
障害福祉DBから数字によるエビデンスが得られるようになることで、効果的・効率的な制度改正が可能になり、クロス集計により全体の傾向の把握や公平性が期待できると考えられる。しかし、特別な事情により個別的配慮が必要なケースが制度改正（政策立案）や報酬改定で淘汰されることがないか懸念される。必要とされる様々な配慮が保障されるよう、慎重にご対応いただきたい。 個人特定の可能性の回避について、「公表物」については、障害者および障害児の数が10未満とのことだが、公表はされなくても個人識別が可能となる情報を研究者が把握することは可能という認識でよろしかったでしょうか。その上で、重症心身障害児者の場合は人口1万人に3から4人（近年はもう少し増加）と言われており、市区町村単位ではほぼ識別されてしまうことが危惧される。このため、公表物についてもこの基準では回避になるのか疑問である。	全国重症心身障害児(者)を守る会
人口2,000人以上25,000人未満の市町村では、障害者及び障害児の数が20未満と表記しているが、25,000人以上の市町村で、障害者及び障害児の数が10未満となっている。20未満とすべきではないか。個人特定できる恐れがある。	一般社団法人日本難病・疾病団体協議会
オープンデータの活用を可能にするとともに、毎年オープンデータ公開の時期等やその具体的活用に関して相談できる窓口を設置していただきたい。	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会
審査体制と対象の設定が極めて重要と考える。体制に関しては透明性、公平性、納得性のいずれも高い体制とし、本会のように「知的障害」全体を対象とする当事者団体よりも、たとえば審査対象に希少難病が含まれる場合には、当該難病の当事者団体にも意見聴取するといった扱いが重要。 また、審査対象に関しても、先の説明では人数（件数）をモノサシとする方向で説明をいただいたが、より丁寧に「全国で1,000人以下の障害や病名を含む場合は当該当事者団体へ意見照会する」といった対応が必要ではないか。	全国手をつなぐ育成会連合会
今般のガイドライン作成を契機として、たとえば障害者間における経済的格差（貧困率の相違）といったクロス集計が活性化することを期待する。その意味で、厚生労働省においても従来よりも踏み込んだデータ集計を要する事項を科学研究などへ位置づけていただきたい。	

(参考) 当事者団体からのご意見 (2/2)

第2回匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の
提供に関する専門委員会 (R7.2.27)
資料1-2より一部抜粋

ご意見	団体名
「障害福祉サービスがどのように提供されているのか」という量的な研究が主になると思われますが、長期で時系列のデータが活かされることは大事なことと思われますので大枠で賛成です。 人口の少ない市町村で稀な疾患であるような場合、匿名化・仮名化したとしても誰のことかわかるような場面はあると考えられます。どのような情報を記録しているデータベースであるのか、詳細な仕様が簡単にみられると良いと思います。 差別や偏見への配慮やDBデータの不適切な利用がないかなど重要な点に関わるため、専門委員会に障害当事者が構成員として配置されることが望ましいと考えます。 専門委員会の構成員には、高い倫理性が求められ、相当な重圧もあると推測されます。障害当事者構成員には、過度な負担がかからないように障害特性等に配慮した環境整備をおこなうことが望ましいと考えます。	一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構
『7 提供申出書等の受付及び提出方法』に関連して、 (1)受け付けのためのホームページを視覚障害者が把握しやすいものにしていただきたい。 (2)提供申出書は、視覚障害者が作成しやすい媒体(たとえばテキストファイル)でも受け付けていただきたい。 そこで、次の一文の追加の検討をお願いします。 『円滑な事務処理のために窓口業務を外部委託する場合がある。』の後に 「なお、ホームページの設定に当たっては障害者のアクセシビリティに十分配慮するものとする。 また、提供申出書の媒体は、障害者が作成しやすいもの(たとえばテキストファイル)を受け付けるよう考慮する。」	日本視覚障害者団体連合
障害児・者数だけでなく、障害支援区分及び障害種別・等級が分かるデータも障害福祉DBに格納していただきたい。	一般財団法人全日本ろうあ連盟

（参考）ご意見に対する対応方針

ガイドライン案に対しては、主に個人特定性への懸念、障害者及び障害児の提供申出のアクセシビリティについてご意見をいただいた。「対応方針」に記載の内容をガイドラインに反映した。

当事者団体からのご意見（概要）	対応方針
人口規模の小さい市町村や、障害の程度や疾患の条件により、対象集団の人数が少ない場合には、ガイドライン案で定められた公表物の基準で、個人特定を回避できるのか懸念が残る。 （社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会、一般社団法人日本難病・疾病団体協議会）	ガイドライン案では、少数の集団に着目して細かい集計値を公表されることがないように配慮し、申出時・公表前に確認をする旨の記載があり、この方針に則り、個別審査にて精査する。 ガイドラインに、次の文言を追加する。 「情報の利活用に際しては、個人識別が可能となる情報を公表しないよう厳格に取り扱うものとする。」
ガイドラインに対して、次の内容の追記をお願いする。 - 提供申出に際しては、障害者及び障害児が作成しやすい媒体（例えばテキストファイル）でも受け付ける。 - 提供に関するホームページについては、障害者及び障害児のアクセシビリティに十分配慮するものとする。 （社会福祉法人日本視覚障害者団体連合）	ガイドラインに、次の文言を追加する。 「なお、提供に関するホームページについては、障害者及び障害児のアクセシビリティに十分配慮するものとする。また、提供申出書の媒体は、障害者及び障害児が作成しやすいものを受け付けるよう考慮する。」
提供対象データまたは公表内容に該当者数の少ない疾病・障害に関する情報が含まれる場合などには、当該疾病・障害の当事者団体にも意見聴取するといった対応が必要ではないか。 （一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会）	関連する団体への公表物確認に際して都度意見照会を行うことは困難であるが、公表に際しては、ガイドライン案に記載されている、少数の集団に着目して細かい集計値を公表されることがないように配慮し、申出時・公表前に確認をする旨の方針に則り、個別審査にて精査する。 ガイドラインに、次の文言を追加する。 「情報の利活用に際しては、個人識別が可能となる情報を公表しないよう厳格に取り扱うものとする。」